

損益計算書

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

費用の部		収益の部	
科 目	金額	科 目	金額
営業費用		営業収益	
電気事業営業費用		電気事業営業収益	
水力発電費		電 灯 料	
汽力発電費		電 力 料	
原子力発電費		地帯間販売電力料	
内燃力発電費		他社販売電力料	
新エネルギー等発電等費		託 送 収 益	
地帯間購入電力料		賠償負担金相当収益	
他社購入電力料		廃炉円滑化負担金相当収益	
送電費		廃炉等負担金収益	
変電費		系統整備負担金相当収益	
配電費		事業者間精算収益	
販売費		電気事業雑収益	
休止設備費		貸付設備収益	
貸付設備費			
一般管理費			
接続供給託送料			
原子力廃止関連仮勘定償却費			
賠償負担金相当金			
廃炉円滑化負担金相当金			
廃炉等負担金			
系統整備負担金相当金			
電源開発促進税			
事業税			
開発費			
開発費償却			
電力費振替勘定(貸方)	△		
附帯事業営業費用		附帯事業営業収益	
(何)事業営業費用		(何)事業営業収益	
営業利益(又は営業損失)	()		
営業外費用		営業外収益	
財務費用		財務収益	
支払利息		受取配当金	
株式交付費		受取利息	
株式交付費償却			
社債発行費			
社債発行費償却			
事業外費用		事業外収益	
固定資産売却損		固定資産売却益	
(何)		(何)	
雑損失		雑収益	
当期経常費用合計		当期経常収益合計	
当期経常利益(又は当期経常損失)			
渴水準備金引当又は取崩し			
渴水準備金引当			

(又は湯水準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
原子力発電工事償却準備金引当又は取崩し			
原子力発電工事償却準備金引当			
(又は原子力発電工事償却準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
特定系統整備準備金引当又は取崩し			
特定系統整備準備金引当			
(又は特定系統整備準備引当金取崩し(貸方))	(△)		
特別損失		特別利益	
財産偶発損		原子力損害賠償資金補助金	
(何)		原賠・廃炉等支援機構資金交付金	
税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失)		(何)	
法人税等			
法人税等			
国際最低課税額に対する法人税等			
(何)			
法人税等調整額			
当期純利益 (又は当期純損失)			

(記載注意)

附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の内訳科目のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、当該附帯事業については「その他附帯事業営業費用」及び「その他附帯事業営業収益」の科目を用いて一括して記載することができる。また、附帯事業のすべての内訳科目の費用又は収益のいずれかが、それぞれ附帯事業営業費用又は附帯事業営業収益の総額の100分の10以下である場合は、附帯事業営業費用及び附帯事業営業収益の内訳科目の記載を省略することができる。

電気事業営業費用明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

区 分	水力発電費	火力発電費	原子力発電費	内燃力発電費	新エネルギー等発電費	地帯間購入電力料	他社購入電力料	社入電力料	送電費	変電費	配電費	販売費	休止設備費	貸付設備費	一般管理費	その他	合計
役員給与																	
給料手当振替額(貸方)	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△
建設費への振替額(貸方)	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△
その他への振替額(貸方)	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△
退職給与金																	
厚生費																	
法定厚生費																	
一般厚生費																	
委託検査針費																	
委託集金費																	
雑給料																	
燃料費																	
石炭費																	
燃料油費																	
核燃料減損額																	
ガス費																	
歴青質混合物費																	
バイオマス燃料費																	
廃棄物燃料費																	
助燃費及び蒸気料																	
運炭費及び運搬費																	
核燃料減損修正損(又は核燃料減損修正益(貸方))			(△)														(△)
濃縮関連費																	
使用済燃料再処理等拠出金費																	
廃棄物処理費																	
特定放射性廃棄物処分費																	
消耗品費																	
修理費																	
水利使用料																	
補償費																	
貸借料																	
託送料																	
託送回収金相当金																	
事業者間精算費																	
委託費																	
損害保険料																	
原子力損害賠償資金補助法負担金																	
原子力損害賠償資金補助法一般負担金																	
原子力損害賠償資金補助法特別負担金																	
原賠・廃炉等支援機構負担金																	
原賠・廃炉等支援機構一般負担金																	
原賠・廃炉等支援機構特別負担金																	
普及開発関係費																	
養成費																	
研究費																	
諸費																	
貸倒損																	
諸税																	
固定資産税																	
雑税																	
減価償却費																	
普通償却費																	
特別償却費																	
試運転償却費																	
固定資産除却費																	
除却費用																	
廃炉拠出金費																	
共有設備費等分担額																	
共有設備費等分担額(貸方)	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△
非化石証書関連振替額																	
地帯間購入送電費																	
他社購入送電費																	
新エネルギー等電源費																	
その他の電源費																	
他社購入送電費																	
非化石証書購入費																	
建設分担関連振替額(貸方)	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△
附帯事業営業費用分担関連費	△	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△
振替額(貸方)																	
接続供給託送料																	
原子力廃止関連仮勘定償却費																	
賠償負担金相当金																	
廃炉円滑化負担金相当金																	
廃炉等負担金																	
系統整備負担金相当金																	
電源開発促進税																	
事業税																	
開発費																	
開発償却																	
電力費振替勘定(貸方)																△	△
合計																	

(記載注意)

補償費については、原子力損害の賠償に関する法律第3条の規定による賠償の責めに任ずべき損害賠償費のうち以下に掲げる受入金等があった場合には、脚注として記載すること。

- (1)賠償措置額及びその受入保険金又は受入補償金
- (2)除染求償関連資金交付金の金額及びその受入除染求償関連資金交付金

第15表

託送収益明細表

年 月 日から
年 月 日まで

事業者名

(単位 千円)

	送電電力量 (MWh)	供給電力料金		
		基本料金	従量料金	合計
接続供給託送収益				
基準接続託送供給収益				
需要側託送供給料金の回収に係る収益				
発電側託送供給料金の回収に係る収益				
インバランスの供給に係る収益	()			
賠償負担金の回収に係る収益				
廃炉円滑化負担金の回収に係る収益				
系統整備負担金の回収に係る収益				
託送回収金の回収に係る収益				
系統利用者回収金の回収に係る収益				
配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額				
その他の託送収益				

(記載注意)

- 1 基本料金の欄には固定的に支払いを受ける料金、従量料金の欄には電気の使用量に応じて支払いを受ける料金を記載すること。
- 2 送電電力量の欄の()内には、インバランスの供給量の再掲分を記載すること。